

【利用上の注意】

1 調査の概要

本調査は、土地改良事業、民有林林道事業等の円滑な実施に必要な基礎資料を提供することを目的として、農山村地域の農業及び林業の生産性の向上や農林産物の輸送利便性に大きく寄与する農道及び林道の整備状況を市町村単位に把握したものである。

2 調査対象

全国の市町村を対象とした。なお、東京都特別区については各区ごととした。

3 調査日現在及び調査方法

平成14年8月1日現在の整備状況を郵送調査により把握した。

4 用語の説明等

(1) 統計表の数値について

ア 表示単位未満を四捨五入したため、内訳の積み上げ値と計とは必ずしも一致しない。

イ 統計表に用いた符号「-」は事実のないことを表す。

(2) 農業地域類型区分

農業地域類型とは、地域農業構造を規定する基盤的条件の等質性を考慮し、「都市的地域」として可住地に占めるD I D面積割合、人口密度が高い地域、「山間農業地域」として林野率が著しく高い地域を分類し、次に、「平地農業地域」として耕地率、平坦地割合等が大きい地域、「中間農業地域」として平地農業地域と山間農業地域の中間的な性格の地域に分類した。

なお、本調査においては調査対象である市町村の単位で分類した。

(3) 地域区分

全国農業地域・地方農政局区分は、次のとおりである。

北海道		北海道
東北		青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸		新潟、富山、石川、福井
関東・東山		茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海		岐阜、静岡、愛知、三重
近畿		滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国		鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国		徳島、香川、愛媛、高知
九州		福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄		沖縄
関東農政局		茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局		岐阜、愛知、三重
中国四国農政局		鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管区の所属府県は、全国農業地域の所属府県と同じである。

(4) 用語の説明

農 道

8月1日現在で、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業で造成され、農道として管理されている幅員1.8m以上の道路、緑資源公団法（昭和31年法律第85号）に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員1.8m以上の道路とし、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路、林道、漁港関連道路を除く。

一定要件農道

市町村が管理している幅員4m以上の農道のうち、農道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路又は農道台帳に記載されている全区間において4m以上である農道に接続し、かつ、農道台帳作成済みの道路をいう。

林 道

8月1日現在で、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく国庫補助により造成し、民有林林道として管理されている幅員1.8m以上の道路（自動車道のみ）及び緑資源公団法に基づく大規模林業圏開発林道事業又はふるさと林道緊急整備事業等により造成された幅員1.8m以上の道路（自動車道のみ）とし、道路法に基づく道路、農道、漁港関連道路を除く。

一定要件林道

市町村が管理している幅員4m以上の林道のうち、林道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路に接続（一定要件林道又は一定要件農道等を介して接続する場合を含む。）し、かつ、林道台帳作成済みの道路をいう。

舗 装 済

農道及び林道延長距離のうち、アスファルト及びコンクリートによる本舗装又は簡易舗装の延長距離を対象とし、砂利道は除く。

トンネル部

農道及び林道に係るトンネル部をいう。

橋 梁 部

農道及び林道に係る橋梁部で、農道については橋長15m以上のもの、林道については橋長4m以上のものをいう。

管 理 主 体

農道及び林道を実質的に維持・管理しているものをいう。
また、「土地改良区等」には、農協、農業集落等を含み、「森林組合等」には、生産森林組合、森林組合連合会等を含む。

この調査の市町村別結果については下記の連絡先へ照会されたい。

連絡先：農林水産省 大臣官房統計情報部構造統計課

地域・環境情報室 環境班

電話（代表）０３－３５０２－８１１１内線（２６８７）

（直通）０３－３５０２－９４２７

この資料は、農林水産省ホームページ【<http://www.maff.go.jp/>】の
「資料・統計 統計情報」で御覧いただけます。